

## 3年以内の見直し検討チーム（第2回）

### 議事概要について

#### 1. 会議の概要

日 時：平成27年3月5日（木）15：30～16：00

場 所：中央合同庁舎第4号館2階 第3特別会議室

出席者：小里原子力防災担当副大臣（座長）、福山原子力防災担当大臣政務官（座長代理）、藤山内閣官房危機管理審議官、黒田内閣審議官（内閣官房副長官補室（内政））、中井内閣審議官（内閣官房原子力規制組織等改革推進室長）、幸田内閣府官房長、日原内閣府政策統括官（防災担当）、平井内閣府政策統括官（原子力防災担当）、森本環境省官房長、清水原子力規制庁次長、高橋資源エネルギー庁次長

#### 2. 議事概要

（1）座長及び座長代理挨拶（内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官）

○小里副大臣 前回会合での検討を踏まえ、内閣府の原子力防災担当の体制強化のため、昨年10月に政策統括官を筆頭に約50人の専任チームを配置した。

今回は、地方公共団体との連携強化の方策や、原子力災害を含む大規模複合災害への対策について検討を進める。

前回の会合以降、原子力総合防災訓練への参加や、自治体からの御意見を伺ってきた。万一の原子力災害に備えた緊急時対応の準備及び訓練をどのように行っていくのかは、極めて重要な課題。

自由民主党の原子力規制に関するPTからも、原子力防災体制の充実・強化に関する提言書を受け取り、この内容についても勉強している。引き続き、原子力防災体制の充実・強化に向け、議論を深めていきたい。

○福山大臣政務官 原子力防災の取組は完璧や終わりではなく、国民の生命、財産を守るため、その一層の充実・強化を図ることが大切である。

3年以内の見直しに当たっては、福島原子力発電所事故の教訓をいかし、事故は二度と起こさない、そうした気持ちを持って、是非議論を進めていただきたい。

## (2) 意見交換

- 地域原子力防災協議会の位置づけを防災基本計画に明確に位置づけることについては、原子力防災担当と協力し、早急に対応する。  
大規模複合災害発災時の具体的な連携方策についても同様に、原子力防災担当と議論をしながら対応していく。  
今後、原子力総合防災訓練もさらに充実させていきたいと考えている。これは、訓練大綱にも明確に位置づけていきたい。
  
- 原子力規制委員会はオンサイト対応とオフサイト対応のうちの技術的、専門的事項を担当することになっており、これらの役割をしっかりと果たしていくことになる。  
オンサイト対応としては、電力事業者の防災計画策定や、防災訓練の実施に対応していく。  
オフサイト対応としては、特にモニタリング体制の強化に向けた取組を行っていききたい。  
原子力規制委員会にとって人材確保は重要な課題。このため、ノーリターンルールの明確化等についても、今後対応していきたい。
  
- 各地域のワーキングチームを中心に防災計画、避難計画を関係自治体と一緒に作成、あるいは様々な支援を行ってきた。  
今後、避難計画作成の支援だけではなく、PDCAサイクルを導入し、計画を不断に見直し、より良い計画を作っていくことが非常に重要だと考えている。  
この際、IAEAの防災訓練ガイダンスも踏まえ、関係道府県とともに積極的に取り組んでいく。  
米国、英国においては一般的なガイダンスあるいはマニュアルが整備されており、各自治体は、これに基づき緊急時計画作成等を行うことになっている。  
日本では、自治体毎に手作りで計画を作成している。もちろん自治体毎に状況が違うために手作りというのは重要であるが、これをより一般化した形のガイダンス等を作っていくことが重要。  
現行のワーキングチームを地域原子力防災協議会として防災基本計画に明記することについては早急に対応していきたい。  
複合災害については、平成 26 年度の原子力総合防災訓練を実施した際、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催した。昨年 10 月に新組織が発足して執務場所も物理的に内閣府に移り、防災部門と原子力防災部門の連携が進んでいる。引き続き、運用面での複合災害への対応強化を図っていききたい。

- 内閣官房の事態室の仕事というのは初動のまさに初動である。複合災害が発生した直後は、自然災害と原子力災害とを合わせて事態室が統一的に初動対応を行い、その後、内閣府防災、内閣府原子力防災に引き継ぐことになる。従来の内閣府防災の組織に加えて原子力災害の部局がきちんと設置され、体制が強化されたことは大変良いこと。今後、緊急時の引継ぎが円滑に進むよう、訓練等を通じて連携体制を強化していくことが重要。
- 複合災害に備え、自然災害に対応する部局と原子力災害に対応する部局の間の連携を一層強化していく。また、担当部局間の連携のみならず、関係省庁との連携についても強化していきたい。
- 環境省は三条委員会である原子力規制委員会を支えるという立場にある。原子力規制委員会はオンサイト、オフサイト共に重要な役割を果たすことから、環境省がしっかりとバックアップしていく必要がある。それに加えて緊急時についても原子力災害は数日又は数週間継続するということもあることから、その際のバックアップ実員の供給についても環境省がしっかりと取り組む必要があると考えている。環境大臣、副大臣、政務官は生身の同一人として同時に原子力防災も担当している。環境省は常にこれら政務の方々を支える立場にあるので、しっかりと情報を提供するといったことについても意を用いるべきであると考えている。環境省自身は原子力災害が起きた後の除染、健康管理等の放射能被害について担当している。これは災害の一連の流れの中で生じることから、災害当初の段階からしっかりと関わっていききたい。例えば、甲状腺がんのことを考えると初期におけるヨウ素の暴露を把握しておくことが極めて重要。
- 原子力政策を進める上で原子力の防災を充実させていくということは必要不可欠である。資源エネルギー庁からは現在高浜に7名の職員が派遣されているが、引き続きこうした対応が続けられることが望ましい。また、電力事業者にもしっかりと対応の強化を促していきたい。
- 昨年9月の第1回会合、本日の第2回会合を経て、特に重要な論点である原子力防災体制の充実・強化については、大きく進展した。本年9月が3年目になることを念頭に、その他の論点についても検討を行っていく。引き続き御協力をお願いしたい。

○今回の原子力防災体制の充実・強化についての第二次報告案については座長一任としてよろしいか。

(「異議なし」と声あり。)

以上